

消防庁告示第十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を次のとおり定める。

平成十六年五月三十一日

消防庁長官 林 省吾

第一 趣旨

この告示は、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項に規定するものという。以下同じ。）の工事又は整備の種類を定めるものとする。

第二 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十三条の三第二項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分
--------------------------------	------

パッケージ型消火設備	第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士

第三 規則第三十三条の三第四項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分
パッケージ型消火設備	第一類、第二類又は第三類の乙種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類又は第三類の乙種消防設備士

附 則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。